

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業理念」及び「社是」を実現する重要な機能としてコーポレートガバナンスを位置付け、コンプライアンスの確保、適切なりスク管理、適時情報開示による経営内容の透明性の確保をベースとした効果的かつ効率的な経営を目指しております。

また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営環境の厳しい変化に対応すべく意思決定の迅速化や経営監督機能を充実するために各種施策等に取り組んでおります。

なお、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンス強化にも努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマノネットワーク	5,775,800	16.75
山野彰英	4,768,100	13.83
株式会社ジャパンヘルス&ビューティー	2,784,000	8.07
株式会社ヤマノ	1,479,000	4.29
YHC取引先持株会	1,116,600	3.24
YHC従業員持株会	593,000	1.72
日本証券金融株式会社	507,500	1.47
山野義友	468,100	1.36
山野サミット	440,000	1.28
山野幹夫	424,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社1社を有しております。

1. 経営と執行責任の分離により独立性確保の明確化を進めています。
2. 経営上の意思決定及び執行、監督に係る経営管理組織について業務執行体制及び管理体制を導入しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新居靖之	税理士											○
中谷博俊	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新居靖之	○	——	新居靖之氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、税理士としての培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。
中谷博俊		株式会社ヤマノの取締役であります。株式会社ヤマノと当社グループの間には商品販売等の取引関係があります。	中谷博俊氏は、株式会社ヤマノの取締役を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもち、また、当社の経営方針及び経営環境へ良き理解者であることから、当社の経営全般に対して適宜助言・指導を得られるものと判断し、社外役員として社外取締役をお願いしているものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と随時積極的に意見交換を行ない、監査計画、内部監査実施状況について緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。さらに、必要に応じて会計監査人の監査等に立ち会い、緊密な連絡の下に監査を行ない、監査計画、結果等について定期的な情報交換を行なっています。

当社の内部統制部門としては内部監査室が担当しており、内部監査室は監査役と毎月1回合同会議を実施し、情報共有を図るほか、コーポレート・ガバナンス体制やグループ全体を視野に入れた経営管理体制の在り方につき、さまざまな角度から随時検討しております。また、社外監査役と内部統制部門は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福原 弘	弁護士													○
灰原芳夫	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福原 弘		――	福原弘氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として当社監査役をお願いしているものです。
			灰原芳夫氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、公認会計士としての培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映し

灰原芳夫	○	_____	て頂くため、社外役員として当社監査役をお願いしているものです。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブとしてストックオプションを付与しておりましたが、行使期日が終了したことにより、当報告書更新日である平成27年6月29日現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役報酬については、有価証券報告書並びに事業報告にて全取締役及び監査役の総額を開示しており、その内容は次のとおりです。
取締役79,080千円、監査役12,400千円、合計91,480千円
なお、1億円を超える報酬の役員が存在しないため、総額報酬の開示としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬につきましては、金銭による報酬のみであり、不特定報酬や非金銭報酬はありません。報酬体系としましては、現行は、月額固定報酬を基本として、株主総会決議により支給される賞与からなっております。
なお、取締役及び監査役の報酬は、平成2年11月15日開催の定時株主総会におきまして、取締役は、月額15百万円以内、監査役は、月額3百万円以内とそれぞれ決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、今後、必要に応じて業務補助の為のスタッフを置き、人事については取締役と社外監査役が意見交換を行ってまいります。
また、社外監査役に対する情報伝達体制については、取締役会開催に際して社外監査役への事前説明は行っておりませんが、常勤監査役より経営会議やその他重要な会議に関する報告を社外監査役に対して随時行っている他、週1回実施しているトレース会議に社外監査役も参加しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。そのほかに経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。
取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役8名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項、などの意思決定及び監督を行っております。
監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、原則毎月1回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項に

ついで意思決定を行っております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を実施しております。経営会議は、会長、社長、取締役及びその他関連する重要な組織の長等をもって構成され、原則月2回の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社は、社外監査役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。

社外取締役は、監査役並びに内部監査室より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査役及び内部監査室と相互に連携し、事業運営を監督しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の活性化のための取組として、スライドを使用したビジュアル化を行い、当社の事業内容及び経営方針に関する理解の促進に努めています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月に決算説明会を、11月に第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、ニュースリリース、決算短信等の掲載しております。また、説明会資料の掲載及び動画配信も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 IR・広報部	
その他	定期的説明会実施の他、四半期決算の概要をまとめたIR資料をホームページ上に掲載し、また状況に応じて随時説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客や社会からの信頼されるための行動規範として倫理規程を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、総務人事部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務人事部、内部監査室及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
 - 2) ワーコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。
 - 2) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行なう。
 - 2) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。
 - 3) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - 2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - 3) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
 - 2) 当社取締役及び当社子会社の取締役が出席する経営会議を月2回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し経営会議における報告を義務づける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、財務経理部、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役又は監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告するものとし、報告したこと理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
9. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払い又は償還の手続きに応じるものとする。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について
当社は、社会的秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応いたします。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づき、役員および全社員へ周知徹底しています。なお万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部門を総務人事部と定め、関係部門と協議し、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において特別な防衛策の制定はありませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

激しい経営環境の変化に対応すべく適時見直しをはかってまいります。

■参考資料: 模式図

